

第 10 号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2 以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）、第 6 号の 2 様式又は第 6 号の 3 様式（法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）、第 6 号の 3 様式（その 2）（法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）若しくは第 6 号の 3 様式（その 3）（法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して 1 通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し 1 通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第 2 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業又は同項第 3 号に掲げる事業と同項第 4 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業又は同項第 4 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業又は同項第 4 号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「第 1 号・第 2 号・法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第 1 号」、「第 2 号」、「第 3 号」又は「第 4 号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表 1。以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10 の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表 6 (2) 付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の 10 の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の 5 の欄の金額）（法人税の明細書（別表 6 (2) 付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の 7 の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であつた法人（第 6 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であつた法人（第 6 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないください。
4「試験研究費等の額に係る法人税額の特別控除額②」	第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、下記の金額はそれぞれ次に定める	(1) 通算法人、通算法人であつた法人（第 6 号様式

	法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (9)）の 23 の欄の金額 ※ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 4 項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 7 項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (12)）の 11 の欄の金額 (3) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 13 項（同条第 18 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (14)）の 14 又は 28 の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (17)）の 25 の欄の金額 (5) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (18)）の 25 の欄の金額 (6) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (19)）の 20 の欄の金額 (7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (20)）の 18 の欄の金額 (8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (21)）の 30 の欄の金額 (9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (22)）の 10 の欄の金額 (10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (24)）の 51 の欄の金額 ※ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項及び第 4 項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (25)）の 20 の欄の金額 (12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項から第 6 項まで（情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる	別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第 6 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
--	--	--

	費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
5「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

6「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないください。
7「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書を提出する法人 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ハ) 連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (ニ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表1の2の④の欄の金額 (2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額	
8「所得金額」 （⑥から⑩までの各欄）	第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）又は第6号の3様式、第6号の3様式（その2）若しくは第6号の3様式（その3）の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) (イ)において、その事業年度が1年に満たない場合、所得の金額が400万円を超え800万円以下で

	(イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年 400 万円（その事業年度が 1 年に満たない場合には、400 万円にその事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を⑥の欄に、年 400 万円を超え年 800 万円（その事業年度が 1 年に満たない場合には、800 万円にその事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年 400 万円以下の金額及び年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年 800 万円を超えるときはこれを年 400 万円以下の金額、年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額及び年 800 万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。 (ロ) ⑩の欄は、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人（外形対象法人）及び法第 72 条の 24 の 7 第 5 項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 (2) 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業に係る所得 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。	あるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、所得の金額が 800 万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。 (3) 法第 72 条の 24 の 7 第 5 項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において 3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいいます。
9「付加価値額⑪」	第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）又は第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式（その 2）若しくは第 6 号の 3 様式（その 3）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくは同項第 3 号イに掲げる法人又は同項第 4 号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第 6 号様式別表 5 の 2 の⑪の欄の金額を記載します。 この場合において 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）又は第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式（その 2）若しくは第 6 号の 3 様式（その 3）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくは同項第 3 号イに掲げる法人又は同項第 4 号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第 6 号	

		様式別表 5 の 2 の㉔の欄の金額を記載します。 この場合において 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11 「収入金額⑬」		第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）若しくは第 6 号様式（その 3）又は第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式（その 2）若しくは第 6 号の 3 様式（その 3）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業（法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事業を除きます。）を行う法人にあつては第 6 号様式別表 6 の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第 6 号様式別表 7 の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第 6 号様式別表 8 の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑯の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉔の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業に係る第 6 号様式別表 6 の⑬の欄の金額を記載します。 (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事業 法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事業に係る第 6 号様式別表 6 の⑬の欄の金額を記載します。 (4) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「事務所又は事業所」		同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事業税	13 「分割基準（単位＝ ）」	「（単位＝ ）」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	14 事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の	(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。	本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が

	各欄	(2) 上段の（ ）内には、法第 72 条の 48 第 4 項第 1 号ただし書に規定する事業所等(以下「工場である事業所等」といいます。)について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載します。 (3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に 1,000 円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
	15「分割課税標準額」 (⑭から⑳までの各欄)	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して 1 単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該 1 単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1 単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (2) 各欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
道 府 県 民 税	16「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合には記載する必要はありません。
	17「分割課税標準額⑳」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して 1 人当たりの分割課税標準額を算出し、当該 1 人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1 人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。

		(2) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
--	--	---	--

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の 2 倍を超える事務所又は事業所

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

2 事業税

(1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。

(イ) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。）に按分します。

なお、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に 1 を加えた数）の 2 分の 1 に相当する数を加えた数により算定します。

(ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(イ) 電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして規則第 3 条の 14 第 1 項で定めるものを含みます。） 課税標準額の総額の 2 分の 1 に相当する額を事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の 2 分の 1 に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。

(ロ) 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同項第 10 号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第 6 条の 2 第 1 項で定めるものを含みます。）、同法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する配電事業（以下「配電事業」といいます。）及び同項第 12 号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(一) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の 4 分の 3 に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに規定する発電等用電気工作物をいいます。以下同じです。）と電気的に接続している電線路（電圧が 66 キロボルト以上のものに限りま。以下同じです。）の電力の容量に、課税標準額の総額の 4 分の 1 に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(二) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(三) 電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業（これに準ずるものとして規則第 3 条の 14 第 2 項で定めるものを含みます。）及び同法第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(一) (三)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の 4 分の 3 に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所又は蓄電用の施設の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の

総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(二) 事務所又は事業所の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ハ) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ニ) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。

(ホ) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。

(2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。

(3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。

なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。

(4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。

(イ) 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準

(ロ) 発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(iii)に定める分割基準

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(イ)から(ハ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

(6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ニ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。